

# 北須磨団地

## ★まちづくり協定に関する届出について★

- 届出書等の届出先：神戸市 都市局 まち再生推進課 および  
北須磨まちづくり推進会
- 届出書類等：裏面をご確認ください
- まちづくり推進会（自治会）への届出書（地元用）は、まちづくり推進会にありますので、連絡のうえ入手してください。
- まちづくり推進会への届出が遅れると、「適合(不適合)通知書（はがき）」の発行も遅れますので、早めの届出をお願いします。

- まちづくり推進会への届出等の詳細については  
「北須磨まちづくり推進会」に直接お問い合わせください。  
北須磨まちづくり推進会（自治会）  
TEL.078-792-3917

### 〔届出が必要な案件〕

※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です。

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
  - 2、土地の区画形質または用途の変更
  - 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
- 届出は、建築確認申請の前にお願いします。  
確認申請を要しない場合でも、着工の30日前までに
  - 届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市役所（まち再生推進課）より「適合(不適合)通知書（はがき）」を発行します。
  - 建築確認申請に、「適合(不適合)通知書（はがき）」の添付等の必要はありません。  
（「適合(不適合)通知書」の受領前に、建築確認申請はできます）
  - 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合(不適合)通知書（はがき）」の写しが必要です。

## 届出先と届出書類

	まちづくり協定
窓口でお渡しするもの（様式等） ※インターネットでも入手できます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット</li> <li>・行為の届出・変更届出書（共通様式） ※裏面に届出する図面等記載</li> <li>・完了・中止・廃止届出書（共通様式） ※届出は市へ1部のみ</li> <li>・適合(不適合)通知書（はがき）</li> <li>・行為の概要書</li> </ul>

届出先	神戸市役所まち再生推進課	北須磨まちづくり推進会
届出している いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の届出・変更届出書</li> <li>・適合(不適合)通知書（はがき） ※切手を忘れずに</li> <li>・行為の概要書</li> <li>・図面（届出書裏面に記載）</li> <li>・現況写真</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進届出書 ※推進会より入手の事</li> </ul>
届出部数	1部	推進会による

- ・神戸市まち再生推進課への届出は、郵送、持参ともに受付しています。発送後、1週間程度が経っても担当者からの電話がない場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

〔市の届出先〕〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6階  
神戸市都市局まち再生推進課  
「北須磨団地まちづくり協定」担当  
電話（078）595-6732

「行為の届出・変更届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」  
「適合(不適合)通知書（はがき）」の様式は窓口・インターネットで入手できます。

インターネットで検索「神戸市まちづくり協定」



北須磨団地まちづくり協定

（ページ下部にPDF形式・エクセル形式で掲載）